

## 「アメリカ文化考①～アメリカ社会と銃～」

プレゼンター：大江 弘之

### ■事例から入ろう

#### ○日本人留学生銃撃事件

砂田 敬さん（事件発生日 1994/08）\*1

—事件経過

—刑事訴訟と民事訴訟

NY 地裁では刑事訴訟で有罪判決（懲役 25 年）になった。さらに砂田敬さんの父親の尚壺さんは他の遺族らと「銃製造業者は規制の甘い米南部を中心に過大な数の銃を販売し、結果として規制の厳しいニューヨークなど北部の都市にも違法な銃を流れ込ませた」として、銃製造業者や販売業者四十八社を相手取って総額約千四百万ドル（16 億 1000 万円）の損害賠償を求めて起こした。ニューヨーク・ブルックリンの連邦地方裁判所であり、陪審員は、一部の銃会社に責任があるとの判断を下した。（1999 年 2 月 12 日朝日新聞より）

◇アメリカの裁判システム

- ・陪審員制度 \*1-2
- ・連邦裁判所と州裁判所

Cf：服部 剛丈さん（事件発生日 1992/10）

米ルイジアナ州バトンルージュに留学中の名古屋市の高校 2 年服部剛丈君（当時 16）が、92 年 10 月 17 日（現地時間）、ハロウィーンの訪問先を間違えて、ロドニー・ピアーズ氏に射殺された。ピアーズ氏は「計画性のない殺人」罪で起訴されたが、93 年 5 月、陪審員団は無罪評決を出した。その後、両親がピアーズ氏を相手取った民事訴訟では過失責任が認められ、96 年、服部君の両親に 65 万 3 千ドル（約 7100 万円）を支払うよう命じた判決が確定した。

#### ○コロンバイン高校銃撃事件 \*2

ボウリング・フォー・コロンバインから

### ■合衆国憲法修正 2 条を考える～「武装権」～

**"A well-regulated militia, being necessary to the security of a free State,  
the right of the people to keep and bear arms, shall not be infringed"**

#### ○銃規制賛成派と銃規制反対派の比較 \*3

銃規制賛成派		銃規制反対派
州権論	修正 2 条の解釈（根拠）	個人権論
CSGV などの諸団体	支持勢力	NRA（全米ライフル協会）
銃の濫用による暴力阻止	思想	—武装権— 市民軍（Militia）の重視 ポリスの市民的思想（自主武装）

#### ○歴史背景 \*4

- ・戦争の形態の変化。アメリカ合衆国黎明期における民兵の活躍→傭兵軍団との差（士気、コスト面、礼儀等）
- ・常に身近に敵の存在（＝恐怖）を感じる合衆国の白人達

インディヘナ、イギリス軍等々

・武装する＝市民権獲得という図式。

→南北戦争においては戦争を通じて、黒人の地位が一部で上がった。こういうことは第1次大戦での女性の地位という点でも起きたことであり、重要な観点である。

○もはや修正2条は死文ではないのか

- ・核兵器も武器 (arms) である現在
- ・銃が反乱し、もはや内戦状態。(年1万人以上が銃殺されている)

以上の内容を踏まえて、今回の事件を考察してみよう。

■ヴァージニア工科大学 (V.T.) 銃撃事件 (TIME から読む)

・何故彼 (Cho) に銃が渡ってしまったのか。

彼は高校のときからあまり社交的ではなかった。無口だった。そして大学に行っても周りとうまくいかず、担任が何かと苦心して溶け込むようにしたが、女子学生から「しつこく迫ってくる、写真を勝手に撮る」などの苦情があり、大学警察に連行され、精神鑑定を受けた。結果、精神異常者と診断された。しかし、彼は合法的に銃を購入したのである。そして32人という前代未聞の大量虐殺を起こしてしまったのだ。

<ポイント>

- ・政権が変わったことにより、銃規制強化がストップしている。  
→ブレディ法等の規正法の不徹底
- ・銃販売プロセスにおける難点。  
→データベースの不足、そもそもデータベースに頼るシステム自体がどうなのかという論点

・何故大量虐殺をするのか

大量虐殺者と再犯者の根本的な違い

Cf「アメリカの行政システム」

アメリカの連邦と州という概念は、日本でいう国と県に一致するものではない。連邦の州に対する権限は比較的弱い。州は州独自で司法制度を持ち、州法を立法出来る。それ故に連邦で法律として成り立ったとしても州にまで適用されるかどうかは州の行動次第である場合も多いのである。

Cf「ロビイストの存在」

NRA もその一つといえる。

■論点整理 (& 俺の主張)

武装権の裏にはポリス市民的権利思想があります。そこにはアメリカ＝理想の国という図式も強く反映されているように思います。これを深遠に理解するにはキリスト教的思想の理解と人種対立(同化主義と多文化主義)への考察も不可欠でしょう。というのもアメリカ合衆国黎明期において合衆国を牽引していたのは紛れもなく WASP であり、そこには宗教や国際情勢を反映した対立が存在します。そうした主思想的背景や経済事情などから黒人や移民に対するマイナス感情も生まれたのだと思います。彼らを恐れ敵視するものがいれば、彼らを受け入れようとした人たちもいました。それが彼らを啓蒙するという普遍主義を以って彼らに接するという同化主義的な考え、各文化・民族に多様性を認めつつそれらの上位概念としての合衆国もしくは思想(これもまた普遍主義なのでしょう)をうち立てようとする考えに繋がりました。これには黒人らマイノリティらの活動も大いにあったようです。WASP がその中枢におり、理想国家の建設を目指しながらも黒人奴隷や移民を多く受け入れたアメリカ合衆国ならではの苦悩がここにはあるのだと考えます。

ただ、これは武装権という考えの根拠であり、あくまで理念的なものです。現実はいくつもの悲劇を生んでいます。ですがこの問題については合衆国市民の根本思想に武装権がかなり適合しており、武装権そのものに対する否定意見が少ない以上、私は銃保持を連邦政府が禁止するというのは絵空事であり、適正に銃を規制することこそが大切であり実現可能な方策だと考えます。しかし、現に2億以上の拳銃が出回っていますし、それを取り上げようとするれば市民軍 (Militia) が反乱するでしょう。彼らの思想の根源には革命権思想があるのです。もちろん NRA の存在もあります。また、規制するとしても何を

基準にするのが問題です。今回のケースのように精神異常者には売らないという規制を徹底するにはそうした診断をデータベース上で共有する必要があります。ですが、それはプライバシー権との衝突を生むでしょう。それにボウリング・フォー・コロンバインでも取り上げられていたように、銃を持たねばならぬとする社会情勢の存在も考慮せねばなりません。映画では恐怖が主に取り上げられており、そうくるのは悪くないと思いますし、そうした銃を持たねばならぬという情勢を少しでも削らなければ事態は進まないでしょう。ですから、前述した人種問題等を合わせて考慮せねば銃規制についての有効な前進はありえないと私は考えます。

では結局銃を規制する余地は無いのではないかと、お前は何が言いたいんだと言いたくなる方もいるでしょう。確かにここまでの主張を見る限り、そう考えられても仕方ありません。ですが、我々日本人として看過できない状況にあるのです。それが留学生銃撃事件です。砂田さんにしろ、服部さんにしろ、彼らはいわゆるアメリカン・ドリームを夢見る青少年でした。(ちなみに Cho の家族もアメリカン・ドリームを夢見ていました。今でも中国などからアメリカへの(合法か不法かを問わず)移民が多いのです)彼らが惹かれるように、実際アメリカにはそれなりの魅力があります。アメリカには先端技術が集まり、多文化の人々が集まります。我々日本人がアメリカに行くことを願うことは愚かではなく、むしろ良いことと捉えるべきです。そして同じ日本人として彼らに感じることは彼らが抱く思いをアメリカで無事遂げられるように、彼らの安全を確保することではないでしょうか。確かに理想と現実のギャップもありましょう (TIME の 4/30 号参照)。また、郷に入れば郷に従えという指摘も否定すべきではありません。ですが、それらを考慮しても留学生銃撃事件のいずれもが余りにも酷い。日本人の安全を守ること、これこそが我々がアメリカ文化というものを理解に努めまがりなりにも合衆国市民に受け入れられる程の理解を得た時に我々が異文化の市民としてアメリカ文化に主体的にコミットしなければならないことだと私は思うのです。その点で我々は銃規制を求める方向に向かうべきだと考えるのです。世の中の問題はこれに限らず、難題ばかりです。解決できる方が少ない。ならば今の我々にはアメリカ文化に主体的にコミットしようとする意欲こそが大事だと思う。

## ■データ

・銃による殺人事件の犠牲者数 \*5

	殺人被害者数 (人)	10 万当たり (人)	被銃殺者数	10 万当たり	被銃殺者 / 殺人被害者数
イギリス	788	1.40	72	0.13	9.2%
ドイツ	1,476	1.81	168	0.21	11.6%
日本	752	0.60	34	0.03	5%
カナダ	586	1.99	176	0.60	30.2%
フランス	1,336	2.30	データなし		
アメリカ	23,692	8.95	16,524	6.24	69.7%

・このデータはバーミングハムサミット (1998/05) の資料です。何故かロシアはデータなしでした。

## ■参考文献

\*1 サイレントマーチー息子を奪った銃社会— 砂田 尚壺著 葦書房 (1995/03)

\*1-2 十二人の怒れる男たち

\*2 映画「Bowling for Columbine」 マイケル・ムーア (2003/08)

映画「コロンバインの空に」 ソニーピクチャーズ (2006/05)

\*3 アメリカにおける銃保持・携帯制限 鈴木 康彦著 冬至書房 (2003/10)

\*4 市民と武装 小熊 英二著 慶應義塾大学出版会 (2004/07)

\*5 外務省 <http://www.mofa.go.jp/>

現代アメリカ社会を知る為の 60 章 明石 紀雄・川島 浩平著 明石書店 (1998/11)

銃社会アメリカのディレンマ 丸田 隆 日本評論社 (1996/07)

CSGV (全米銃器暴力阻止連合) <http://www.csgv.org/>

Lexis.com (早稲田データベースより利用)

国立国会図書館 <http://www.ndl.go.jp/index.html>

THOMAS (アメリカ連邦法検索) <http://thomas.loc.gov/>

